

「障がい者権利条約」と国内法整備

障がい者権利条約の理念を国内法と聴覚障がい者の情報バリアフリーに反映させるためには

2006年12月13日に国連総会において「障がい者権利条約」が採択され、日本政府も2007年9月28日に署名を行いました。現在政府では、批准に向けて関連する分野の国内法の整備を進めていますが、

- ・「障がい者権利条約」の理念がどのような形で国内法に反映されているのか。
- ・国内法整備が、聴覚障がい者に関して、手話などによるコミュニケーションだけではなく、聴覚障がい者の情報バリアフリーとユニバーサルデザインまでに反映されているのか。

の二点に非常に大きな関心を持っています。

特に聴覚障がい者の不便さ等は外見上理解できないわけです。逆にいうと聴覚障がい者側からの働きかけが大切になります。

・そのためにも「障がい者権利条約」を国内法に反映させられるかどうかは、

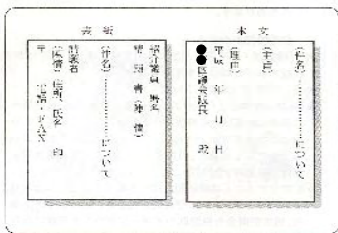
1. 聴覚障がい者関連団体の全国組織（財団法人全日本ろうあ連盟、社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会、全国手話通訳問題研究会、全国要約筆記問題研究会など）から内閣府、国土交通省、経済産業省、厚生労働省、警察庁などへの働きかけ
2. 同様に、聴覚障がい者関連団体地域組織でも、地方自治体や公的、私的を問わず各施設などにどこまで働きかけられるか

がポイントになります。

要望に関すること・・・

Q: 要望が出されていない・・・

A: どの施設や行政なども要望が出されないと何事もやりません。



・手話通訳・要約筆記制度や補装具・日常生活用具も、聴覚障がい者の生活の不便さから要求となり、地域の要求活動となり、全国的な運動となりました。

・運転免許運動や差別法撤廃運動も同様です。

・それらも行政と施設などへ要望を出すことから始まったのです。

- ・しかし、「障がい者権利条約」で提言されている差別解消や聴覚障がい者の情報バリアはまだ解決されていません。

大切なこと

**動かないと
何も変わらない**

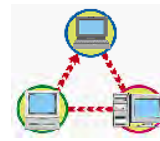
「やらなきゃ世の中何も変わらない」

・提案方法(例)

①新聞投書



②メール



③アンケート



④陳情・請願



—具体的に、簡潔に—

バリア解消

Q:バリアをなくすために何が必要ですか？

A:

1. 聴覚障がい者は外見から判断することが難しいため、まわりの人は聴覚障がい者は何に困っているのか、わかりません。
2. メーカーは何を作ればよいのかわからず、行政や施設や交通機関はどこをどのように改善すればよいかわかりません。
3. 聴覚障がい者が立ち上がらないといけない。
 - ・ 要するに

やらなければ何も変わらない

ということを聴覚障がい者自身が**自覚**を!!

聴覚障がい者からの要望

「聞こえる」ことを
当たり前としているかぎり
世の中は変わらないし
新しい発想の商品・サービスは
生まれません。

高齢社会の今、ニューアイデアが望まれる。

行政交渉等で、行政側等から聞かれたときの対策として

予算など

Q:予算がない……



A:1)金額は高くないから補正予算で出してほしい。

★聴覚障がい者関係の配慮は他の障がい者に比べて費用はかかりません。

2)「来年度でよいので予算を組んでほしい」

★繰り返し要望すること。

予算など

Q:景気が厳しく予算が取れない……

A:★不景気による予算カットを理由に逃げたり、態度保留する施設や交通機関が増加。

★高齢社会の今、**高齢者＝障がい者**といってもおかしくない状況です。

★配慮ができないということは、万一の場合「聴覚障がい者は犠牲にあっても構わない」という**論理**と同じです。

早晚、自分もサービスを受ける側に立つのです。

予算など

Q:ひとにぎりの人のために予算をつけるのは……

A:少数者でも市民には変わりがない

税金を払っているのだから……。

他の障がい者、高齢者には

配慮しておいて、

聴覚障がい者には何もしないのは**不公平**。



初期投資

Q:初期投資がかかる……

A:障がい者・高齢者など様々なお客様に

優しい事はお店の**イメージアップ**になるばかりか、**収益アップ**に貢献。



★聴覚障がい者関係の配慮は他の障がい者への配慮に比べて費用はかかりません。

例えば、5セット 全部そろえたあるホテルでは1式40万円止まり。

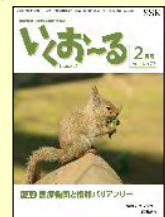
やらなければ何も変わりません。

私たちと一緒に勉強してすべての人々が「ありのままの姿」で社会参加できるような環境作りのお手伝いをさせていただきたいと思っております。ぜひ、お声をかけてください。

講師・パネリスト派遣（有料）

詳しくはベターコミュニケーション研究会（BCS）へ

URL :<http://www.bcs33.com> E-mail equal@bcs33.com FAX 03-3382-6565



お断り

①当研究会では「障害」という語句はなじまないため「障がい」とした。

②文中の図表は講演用のパワーポイントより使用した。転用には許可が必要です。

お願い・・・解説版発行にあたり、スポンサーより広告をいただきました。それでも不足しています。追加を希望する方はBCSのURLよりコピーして印刷されるか、ご希望により有償で郵送いたします。

この冊子他は実費で頒布します。詳しくはBCSのホームページのサイトをご参照ください。